

### 検討課題 3

(事例)

- ① 宗教法人甲は、B市において、教団施設の設置を企図し、B市の建築主事Aに対し、建築確認（建築基準法6条1項3号）の申請（本件申請）を行った。
- ② 建築主事Aは、本件申請を平成29年2月1日受理した。
- ③ B市では、平成28年12月頃から、甲の教団施設建築計画につき、地域住民による反対運動が起こり、B市に対し、建築確認をしないことを求める陳情がたびたび行われていた。
- ④ 上記情勢を踏まえ、B市は、甲に対し、地域住民と協議を行うように行政指導を行い、これを受けて、甲は、建築主事Aに対し、下記の誓約書を提出した。

記

建築確認については、地元住民と十分な話し合いができるまで御庁でお預かり頂くことに同意します。

- ⑤ 甲は、本件申請が受理された後、住民説明会を数度に亘り開催したが、反対派住民は出席を拒み、一度も出席しないまま、反対活動を継続した。  
また甲は、反対派住民と3度に亘り直接交渉したが、反対派は即時撤回を述べるのみで議論は一向に進まなかった。
- ⑥ 甲は、平成29年9月30日、建築主事Aに対し、先の誓約書を取り下げ、直ちに建築確認の審査を行って、確認済証を交付して欲しい旨の上申書を提出した。
- ⑦ 平成29年12月1日現在、建築確認は未だなされていない。

(検討事項)

- ① どのような審査請求が考えられるか。
- ② 当該審査請求を考えるに当たり、審査請求人としてどのような主張が考えられるか。